

労働・助成金情報 特急便

第 17 号 (2012 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今号では今年度に改正等がありました助成金のうち特に高齢者雇用に関する助成金の改正等についてお知らせしたいと思います。

中小企業定年引上げ等奨励金 (改正)

- ① 平成 24 年 4 月 1 日以降に「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満の継続雇用制度」の導入により奨励金を申請される場合については、同時に基準該当者を 70 歳以上まで継続雇用する制度を導入すること、64 歳以上の雇用保険被保険者を雇用していることが必要になりました。なお、これに伴い、平成 24 年 3 月 31 日をもって、「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満の継続雇用制度」のみの導入事業主に対する奨励金は廃止されました。

- ② 支給額、支給要件が見直しされました。(下線部分が改正箇所)

企業規模	1～9 人	10～99 人	100～300 人
定年の引き上げ (65 歳以上 70 歳未満)	40 万円 (<u>20 万円</u>)	60 万円 (<u>30 万円</u>)	80 万円 (<u>40 万円</u>)
定年の引き上げ (70 歳以上) 定年の定め廃止 希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入	<u>40 万円</u> (<u>20 万円</u>)	<u>80 万円</u> (<u>40 万円</u>)	<u>120 万円</u> (<u>60 万円</u>)
希望者全員の 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度導入と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度導入	20 万円 (支給なし)	30 万円 (支給なし)	40 万円 (支給なし)

※ () 内の金額は、支給申請日において 1 年以上継続雇用されている 64 歳以上の被保険者がいない場合

- ③ 制度導入後の「6 ヶ月経過」の要件が廃止されました。そのため、平成 24 年度以降は制度導入後ただちに申請できるようになります。また、平成 23 年度分においても 10 月 1 日から 3 月 31 日の間に制度を導入した場合は、6 ヶ月の運用期間を経ず申請できるようになりました。
- ④ 平成 24 年 4 月 1 日以降の定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の廃止を実施したことにより、本奨励金の支給を受けたことがある場合は、支給されません。

高年齢者職域拡大等助成金 (改正)

支給要件の一部を次のとおり緩和しました。

- ① 職域拡大等の措置の実施に要した経費の上限額が廃止されました。

- ② 「高年齢者の職域の拡大の措置」において「機械設備・作業環境・作業方法の導入・改善」を実施する場合の常用雇用の増加要件を一部廃止されます。

※この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以降に職域拡大等計画書を提出する事業主に適用されます。

高年齢者雇用確保充実奨励金（廃止）

高年齢者雇用確保充実奨励金が廃止されました。平成 24 年 3 月 31 日までに事業計画を申請した事業主にあっては従前のとおりです。

高年齢者労働移動受入企業助成金（新設）

定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れた事業主に対して、助成金が支給されます。なお、この助成金は平成 24 年 4 月 6 日以降に雇い入れた場合に対象となります。

【支給額】

- ・ 雇入れ 1 人につき 70 万円（短時間労働者の場合は 1 人につき 40 万円）

【利用にあたっての注意点】

- ① 65 歳未満の被保険者を(1)と(2)のいずれにも該当する条件により雇い入れた場合に支給対象となります。
 - (1) 当該被保険者を雇用していた事業主が定める定年に当該被保険者が達する日から起算して 1 年前の日から当該定年に達する日までの間に労働契約を締結すること（定年退職後採用日まで一定程度期間が空いても差支えありません。）
 - (2) 当該被保険者を 65 歳以上まで雇用する見込みがあること。
- ② 職業紹介事業者の紹介日以前に雇用の内定があった対象者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。
- ③ 当該対象者の雇い入れの前日から起算して 6 か月前の日から 1 年を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の 6 % を超える被保険者を特定受資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が 3 人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- ④ 雇入れの翌日から起算して 1 年経過後までの間に当該被保険者が、次の(1)から(4)までに該当しない理由により雇用されていない場合は、事業所訪問等調査を行い、支給された助成金の返還を求めることとなりますのでご注意ください。
 - (1) 当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇
 - (2) 当該被保険者の都合による退職
 - (3) 当該被保険者の死亡
 - (4) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったこと。

ご不明な点や、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。